

第3次あいち地震対策アクションプラン

～中間報告～

愛知県防災局

平成 26 年 3 月

中間報告の構成

はじめに

1 第3次アクションプラン策定の背景

東日本大震災の教訓を活かす
前提・考慮すべき事項

2 対策の方向性

基本方針
未来のあいちを見据える

3 第3次アクションプランの目標

想定地震・津波及び想定被害
減災目標
計画期間

4 施策体系

対策の柱
対策の構成

5 第2次アクションプランの取組状況

6 推進体制・普及啓発体制

アクションプランの発展的な更新
アクションプランの普及・啓発

7 防災・減災対策の経済的な効果

はじめに

本県では現在、第2次あいち地震対策アクションプラン（以下「第2次アクションプラン」という。）により地震防災対策を推進しており、平成23年度には中間目標年度の達成状況を取りまとめ、必要な対策について加速・前倒しを進めているところである。

この中間報告は、第3次あいち地震対策アクションプラン（以下「第3次アクションプラン」という。）における今後の本県の地震防災対策について、現時点での方向性を取りまとめたものである。

第3次アクションプラン本体については、本年中の策定を目指しており、今後本体策定に向けて、この中間報告の内容をより一層充実させていくものとする。

1 第3次アクションプラン策定の背景

東日本大震災の教訓を活かす

○東日本大震災の教訓

これまでの地震防災対策を抜本的に見直した形で第3次アクションプランを策定する背景は、東日本大震災の教訓を活かすことにある。

東日本大震災では、災害の巨大化、広域化、長期化、複合化という、従来の経験を超える様々な問題に直面することとなった。また、それは、過去数百年の経験を基にした被害想定を大きく上回る被害をもたらす災害であり、従来の被害想定を前提に構成していた対策の限界を示すものであった。

○南海トラフ沿いで発生する地震に係る新たな被害想定

東日本大震災の発生を受けて、本県も新たな地震規模を想定した地震被害予測調査を実施している。また、国においても、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として南海トラフ巨大地震に係る被害想定が行われ、これまでの国や県の想定を大きく上回る被害となるおそれがあることが示された。

○複数の地震・津波規模を考慮

「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」（平成23年9月）では、「最大クラスの津波」及び「発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」という、特に津波対策に関する2つのレベルの考え方が示されている。

また、「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成25年5月・中央防災会議防災対策推進検討会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）では、「将来発生する地震は二つのレベルの地震に限らず様々な地震を想定し、防災・減災の目標を定めて対策を講じる」ものであることが示されている。

第3次アクションプランは、こうした教訓や新たな被害想定を踏まえた計画とし、地震防災対策上、今後想定すべき地震・津波に相当の幅を考え、さらにはそれを上回るシナリオも念頭においた計画とする。

また、第3次アクションプランでは、中長期的な目標を示しつつ、計画期間中において、被害を完全に防ぎ切る防災の視点に加えて、可能な限り被害を減ずる減災の視点により、ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせた取組を進める。

前提・考慮すべき事項

○第2次アクションプランとの連続性

本県では、平成14年度から平成18年度までの第1次あいち地震対策アクションプラン（以下「第1次アクションプラン」という。）、平成19年度からは第2次アクションプランに基づき防災・減災対策を推進してきており、平成23年度には第2次アクションプランの中間目標年度の達成状況を取りまとめた。第3次アクションプランは、これまでのアクションプランにおける取組との連続性を確保したものとする。

○地域の特性を踏まえた対策の方向性

想定される地震被害において、本県では強い揺れによる被害が大きな割合を占めること、全国最大規模のゼロメートル地帯を有すること、外洋に面した津波の到達の早い地域と、湾奥部で津波の到達までには相当の時間を有しながら、揺れによる堤防の沈下等により津波の到達よりも先に河川等からの浸水が始まる可能性がある地域があることなど、本県の地震対策においては、県内のそれぞれの地域の特性を十分に把握して、それぞれの災害リスクに対応できる対策を検討する必要がある。

○国及び県が行う被害予測調査、対策の取りまとめ結果

第3次アクションプランでは、国及び県が行う被害予測調査や国の報告等に示された対策検討を踏まえるとともに、国が今後決定する予定の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容との整合性を考慮する。

○アクションプランの位置づけ

あいち地震対策アクションプランは、愛知県地震防災推進条例に基づく行動計画として、愛知県地域防災計画に定める各主体の役割の中で、県が具体的に取り組むべき対策及び県が各主体にその取組を働きかけるべき内容を取りまとめるものである。第3次アクションプランの策定にあたっては、愛知県地震対策有識者懇談会からの提言を取り入れる。

2 対策の方向性

本県の今後の地震防災対策の方向性については、本体策定に向けて明確にしていくが、ここでは、基本方針として位置づけるべきいくつかの項目を示す。

なお、ここで示す項目のほかにも、今後、産学官民の総力を結集すること、防災をあらゆる社会活動の基盤とすること、また、県民の一人一人が自ら判断して行動を取り、助け合うことができる社会を目指すこと、なども基本方針に位置づける。

また、対策の考え方として、初動対応から復旧・復興の段階までにわたり地震・津波発生時の災害対応の実効性を確保するために被害の絶対量を低減すること、社会全体の自助・共助を促進すると共に、公助を担う行政の対応力・支援力を充実・強化すること、地域の特性を踏まえた対策を構築すること、中長期的な課題も考慮して持続的な取組とすることなどを位置づける。

基本方針

○ハード対策とソフト対策の効果的な組み合わせ

東日本大震災の教訓及び南海トラフ沿いで発生する地震に係る新たな被害想定をもとに、今後想定すべき地震に幅を考える中で、想定する地震・津波のレベルに応じた対策が求められている。

今後は、これまで取り組まれてきたハード対策をより一層推進することはもとより、ハード対策にかかる時間や、想定される被害の地域的特性を勘案し、ソフト対策を有効に組み合わせることで、「何としても命は守る」という考え方を徹底することが必要である。

とくに津波対策の構築にあたっては、比較的発生頻度の高い津波に対しては施設等の整備によるハード対策を中心にソフト対策を組み合わせることとなるが、最大クラスの津波に対しては、住民等の命を守り切ることを最優先とし、ハード対策に過度に依存することなく、避難等のソフト対策を軸とするなどソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせた総合的な対策を確立していくことが重要である。

第3次アクションプランではこうした考え方にに基づき、地震・津波のレベルに応じソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせて対策を進めることとする。

○防災・減災対策の着実な推進

減災目標の達成に向けて、強い揺れへの対策や津波対策を始めとした防災・減災対策を、総合的かつ計画的に実施していくが、被害想定にとらわれすぎることなく、なすべきことを着実に実施していくことが重要である。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害の巨大化、広域化、長期化、複合化に対応しうる取組を推進していかなければならない。

未来のあいちを見据える

○モノづくりの集積／事業継続性

自動車産業や航空宇宙産業など、モノづくりの集積した本県においては、経済の停滞を最小限にとどめ、早期の復旧・復興を実現することが求められている。そのためには、企業の事業継続性の確保が重要であり、BCP 策定の推進及び BCP の運用のための継続的な人材育成が求められる。

○人口減少・高齢社会／新しい公共

今後見込まれる人口の減少や高齢化をはじめとした社会状況の変化は、災害時の対応力の低下と要支援者の増加につながり、地域の防災力の低下を招く。こうした地域の防災力の低下を見据え、新しい公共としての民間部門の持つ役割を踏まえた対策を進めていく。その際、地域の災害リスクに対応できるよう、コミュニティの活性化や土地利用の観点も含めた対策が求められる。

○「自助」「共助」「公助」／地域防災力

今後想定される大規模な災害から県民の命を守るためには、自らの命は自らの手で守る「自助」、近隣で助け合い地域を守る「共助」の考え方に立つことが求められ、行政は「公助」として、自らの災害対応能力を高めるとともに、「自助」「共助」の取組を支援し、地域が一丸となって地域の防災力を向上していく。

○防災の主流化・日常化／持続的・継続的な取組

東日本大震災の発生は、災害への備えが私たちの生活やあらゆる社会・経済活動の基盤となることをあらためて認識させた。災害への備えが盤石であることがこの地域の成長・発展の大前提であることから、日々の生活や社会活動、経済活動のあらゆる分野について、防災・減災の観点から総点検を行い、防災・減災を意識することがあたりまえの習慣となるよう、行政はもとより社会全体における取組を継続的に推進していく。

これらの対策の方向性に基づき「備えあれば憂いなし」を念頭に、災害に強い安全なあいちを目指して取り組みを継続していく。

3 第3次アクションプランの目標

想定地震・津波及び想定被害

想定地震・津波は、対策目標クラスの地震・津波及び最大クラスの地震・津波とする。

対策目標クラスの地震・津波は、本アクションプランにおける各種の地震防災対策の対象として位置づける地震・津波であり、南海トラフ沿いで発生する大規模な地震・津波とし、マグニチュード8前後の地震・津波から、過去に発生したことが歴史記録上明らかな最大級の地震・津波までを検討の対象とする。

最大クラスの地震・津波は、東日本大震災の教訓を踏まえ、「命を守る」ことを基本として、津波避難や、土地利用等の長期的な検討を進める上で考慮すべき地震・津波であり、南海トラフ沿いで発生する最大規模の地震・津波を検討の対象とする。

想定地震・津波として位置づける地震・津波は、第3次アクションプラン策定時に、対策の考え方とともに整理する。

想定被害は、想定地震・津波として位置づける地震・津波の考え方に応じて、平成23年度から平成25年度にかけて実施している愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査の結果を用いる。

減災目標

減災目標は、県で新たに実施している被害想定及び国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえ、第3次アクションプランの期間内に達成すべき目標として設定する。

計画期間

第3次アクションプランの計画期間は、平成27年度を初年度とし、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえたものとする。

4 施策体系

施策体系の構築及び重点項目の設定にあたっては、想定する地震・津波との関係を意識し、最大クラスの地震・津波に対する取組と対策目標クラスの地震・津波に対する取組のそれぞれが明確になるよう対策を構成する。

対策の柱

いかなる地震災害においても、まず守るべきものは「命」であり、次のステップとして、「生活」を守り「社会機能」を維持することが重要である。そして、これらを守ったうえで、その後の迅速な復旧・復興を目指すものである。こうしたことから、第3次アクションプランの対策の柱として、以下の1～4を位置づけるものとする。

1. 命を守る

強い揺れに伴う建物の倒壊及び屋内外の転倒物、津波浸水、崖崩れなどの地盤災害、火災・津波火災など、地震・津波による直接的な被害から県民の生命を守るために必要なハード対策・ソフト対策を確実に推進する。また、救助・救急活動の不足による被害、断水や交通機能の障害等に伴う被害、避難所生活の長期化による災害関連死などの二次的な要因から生命の安全を確保するために必要なあらゆる分野の対策に取り組む。

2. 生活を守る

生活に必要な衣食住や医療・介護の確保・提供に係る取組、教育や雇用の確保・提供に係る取組、これらの基盤となる交通機能や生活環境の維持に係る取組など、発災直後から仮設住宅や一時的な転居先での避難生活において、県民の生活を守るために必要な対策を確実に推進する。

3. 社会機能を守る

治安の維持に必要な行政機能の確保に関する対策を確実に推進するとともに、ライフラインの供給、食料・物資の供給、交通など社会基盤の確保や、企業の経済活動の継続や農林水産業の維持に必要な対策に取り組む。

4. 迅速な復旧・復興を目指す

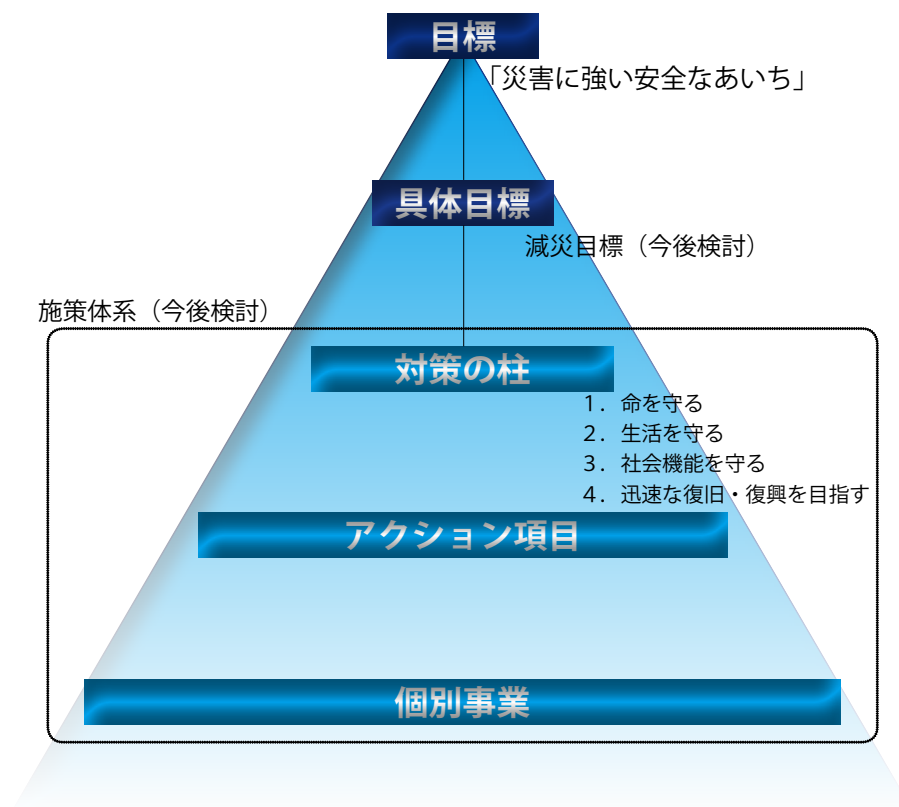
市街地・集落や居住環境、産業、暮らしの迅速な復旧・復興を図るため、平常時から復興組織や復興計画等事前準備を具体化するなど復興体制の構築や復旧・復興に必要となる人材、物資、情報等の確保など、事前に取り組むべき対策を確実に推進する。

対策の構成

第3次アクションプランの対策の構成は以下のとおりである。

- ◆第2次アクションプランからの継続・拡充を検討する項目
- ◆新たな取組項目

アクションプランの概念図



5 第2次アクションプランの取組状況

本県の地震防災対策は、平成14年に東海地震の強化地域が拡大指定されたことを契機として、抜本的な見直しを行い、第1次アクションプラン（H14～H18）及び第2次アクションプラン（H19～H26）に基づき、その取組を進めてきた。

第3次アクションプランの施策体系及び重点項目の設定と具体的なアクション項目を検討するにあたっては、これまでの地震防災対策の取組状況を踏まえて現在の立ち位置を把握する必要がある。このため、中間報告では第2次アクションプランにおけるこれまでの取組の実績とその検証を行う。

第2次アクションプランにおいては、人的被害の軽減（死者数約2,400人を約1,200人に）及び経済被害の軽減（経済被害額を約12兆円から約5兆円に）を減災目標として掲げ、死者数の半減のための具体目標12項目及び経済被害額の半減のための具体目標4項目を設定しており、ここでは、この具体目標の達成のために重点的に実施するアクション項目について、進捗状況を確認する。

なお、本文中及び表中の平成25年度までの実績（予定）については、平成24年度までの実績に、平成25年度予算における計画事業量を加えたものとする。

アクション項目全体の取組状況については、第2次アクションプランの期間終了後にあらためて取りまとめる。

○施設等の耐震化に関する項目

施設等の耐震化に関しては、**住宅等の耐震化、家具の固定、急傾斜地崩壊危険箇所の対策**を具体目標として設定している。

住宅等の耐震化については、アクション項目：**住宅（木造・非木造）の耐震化の促進**において、耐震診断補助については、平成26年度までの目標戸数（112,000戸）に対して、平成25年度までに約55%（61,120戸）、耐震改修補助については、目標戸数（16,000戸）に対して約65%（10,356戸）を達成する予定である。また、耐震化のPRについては、耐震診断についてローラー作戦等を、耐震改修について安価な耐震改修工法の評価や啓発普及等の活動を毎年度実施し、耐震化の促進に向けて取り組んでいる。

家具の固定については、アクション項目：**市町村地震防災対策事業の促進**において、災害時要援護者の家具転倒防止金具の設置への助成を進めており、第2次アクションプランの目標である県内47市町村程度での助成実施に対して、11市町村で助成を実施している。

また、アクション項目：**家具等の転倒防止対策の促進**において、家具転倒サンプルの作成、PR映像の作成を21年度に実施しており、引き続きこうした啓発資材を用いて意識向上を図っていく。

急傾斜地崩壊危険箇所の対策については、アクション項目：**土砂災害防止施設の整備の推進**において、急傾斜地崩壊防止施設の整備を進めており、平成26年度までの数値目標100か所に対して平成25年度までに45か所を実施する予定である。

なお、施設等の耐震化に関連して、第2次アクションプラン策定後に住宅の耐震改修費補助制度及び不特定多数の者が利用する建築物等の耐震診断費補助制度の拡充並びに住宅の段階的耐震改修費補助制度及び木造住宅への耐震シェルター整備費補助制度の創設を行っており、平成26年度からは不特定多数の者が利用する建築物等の耐震改修費補助制度の創設及び避難路沿道建築物耐震診断費補助制度の拡充も予定されている。

第3次アクションプランでは、こうした新しい事業についてもうまく組み合わせながら、引き続き施設等の耐震化が進むよう取組を進めていく。

◆重点的に実施するアクション項目と事業内容

対策 番号	項目 番号	項目	事業内容	数値目標 26年度まで	実績（予定） 25年度まで	目標 達成度
10	1	住宅（木造住宅・非木造住宅）の耐震化の促進	耐震診断補助	112,000 戸	61,120 戸	55%
			耐震改修補助	16,000 戸	10,356 戸	65%
			耐震化 PR	毎年度実施	毎年度実施	達成
9	6	市町村地震防災対策事業の促進	災害時要援護者の家具転倒防止金具の設置への助成	47 市町村程度	11 市町村 (平成 24 年度)	23%
10	4	家具等の転倒防止対策の促進	家具転倒サンプルの作成、PR 映像の作成	21 年度までに実施	実施	達成
13	5	土砂災害防止施設の整備の推進	急傾斜地崩壊防止施設の整備	100 か所	45 か所	45%

◆第3次アクションプランに向けて新たに実施している関連項目

- ・住宅の耐震改修費補助の拡充（補助限度額の引き上げ）
- ・住宅の段階的耐震改修費補助の創設
- ・木造住宅への耐震シェルター整備費補助の創設
- ・不特定多数の者が利用する建築物等の耐震診断費補助の拡充（補助率の引き上げ）
- ・不特定多数の者が利用する建築物等の耐震改修費補助の創設
- ・避難路沿道建築物耐震診断費補助の拡充（補助率の引き上げ）

○災害に強いまちづくりに関する項目

災害に強いまちづくりに関しては、密集市街地の整備、緊急輸送道路等の橋梁の耐震補強を具体目標として設定している。

密集市街地の整備については、アクション項目：密集住宅市街地の整備改善の支援において、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等を活用し、市町村における密集住宅市街地に対する整備改善の取組の支援を進めており、平成 26 年度までの数値目標の 17 地区に対して平成 25 年度までに 16 地区での完了を予定している。

緊急輸送道路等の橋梁の耐震補強については、アクション項目：緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の推進において、県管理道路の優先整備橋梁の耐震化を進めており、平成 26 年度までの数値目標 167 橋に対して平成 25 年度までに 152 橋の耐震化を実施する予定である。

◆重点的に実施するアクション項目と事業内容

対策 番号	項目 番号	項目	事業内容	数値目標 26年度まで	実績（予定） 25年度まで	目標 達成度
14	3	密集住宅市街地の整備改善の支援	密集住宅市街地の整備改善	17 地区	16 地区	94%
27	4	緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の推進	橋梁の耐震化	167 橋	152 橋	91%

○津波対策に関する項目

津波対策に関しては、**津波ハザードマップの作成支援、津波防災訓練の実施、防災行政無線等の整備、高台等安全な避難地の確保、海岸・河川保全施設整備の推進**を具体目標として設定している。

津波ハザードマップの作成支援については、アクション項目：**市町村津波ハザードマップの作成の促進**において、津波浸水被害が予想される市町村における津波ハザードマップの作成の支援を行っており、平成25年度までに、津波浸水被害が予測される17市町村中16市町で作成されている。

津波防災訓練の実施については、アクション項目：**市町村津波避難訓練の実施の促進**において、海岸線等を有する市町村の津波避難訓練の実施促進に向けた指導を行っており、平成23年度は20市町村中15市町村で訓練を実施し、うち7市町村は毎年実施となっている。

防災行政無線等の整備については、アクション項目：**市町村防災行政無線の整備促進**において、同報系防災行政無線の整備を進めており、平成25年度までで、海岸線等を有する市町村での整備率は90%（20市町村中18市町村）、すべての市町村での整備率は80%（54市町村中43市町村）となっている。

高台等安全な避難地の確保については、アクション項目：**市町村津波避難計画の策定の促進**において、海岸線等を有する市町村における津波避難計画の作成を支援しており、平成25年度までに、目標の8市町村のうち5市町村で作成されている。

海岸・河川保全施設整備の推進については、アクション項目：**海岸施設の耐震化等の推進及び低地地域の河川施設の耐震化の推進**において、海岸堤防、河川堤防、水閘門・排水機場等の耐震化を進めており、海岸堤防の耐震化については、農地海岸で平成26年度までの数値目標の5.5kmに対し平成25年度までに4.9kmを、建設海岸、港湾海岸及び漁港海岸で同18.8kmに対し平成25年度までに14.2kmをそれぞれ実施する予定であり、河川堤防の耐震化については、平成26年度までの数値目標の約9kmに対し平成25年度までに8.7kmを、水閘門・排水機場等の耐震化については同12施設の耐震化に対し平成25年度までに4施設の耐震化をそれぞれ実施する予定である。

東日本大震災を受けた新しい被害予測調査においては、これまで想定されていた浸水域が広がることも考えられることから、浸水域を見直した上で、これまでの取組を再検証し、必要に応じて強化・推進を図る必要がある。また、堤防等の構造物については、規模の大きな地震・津波に対しても一定程度の効果が上がるよう検討していくとともに、計画的に老朽化対策を進めていくことも求められている。

なお、津波対策に関連して、第3次アクションプランに向けて新たに実施している事業として、主にゼロメートル地帯での新たな津波浸水想定に対する津波避難計画策定の指針作成、堤防の粘り強い構造への強化等の検討、沿岸市町村等による津波対策に係る連携の推進があり、平成26年度からは木曽三川流域等の津波浸水が想定される市町村による広域連携の推進を実施していく予定である。

第3次アクションプランでは、こうした新しい事業についてもうまく組み合わせながら、引き続き津波対策が進むよう取組を進めていく。

◆重点的に実施するアクション項目と事業内容

対策 番号	項目 番号	項目	事業内容	数値目標 26年度まで	実績（予定） 25年度まで	目標 達成度
5	2	市町村津波ハザードマップの作成の促進	津波浸水被害が予想される市町村でハザードマップを作成	17 市町村	16 市町村	94%
5	3	市町村津波避難訓練の実施の促進	海岸線等を有する市町村の津波避難訓練の実施促進に向けた指導	20 市町村 訓練実施	15 市町村 訓練実施	75%
19	8	市町村防災行政無線の整備促進	同報系防災行政無線の整備	54 市町村	43 市町村	80%
5	1	市町村津波避難計画の策定の促進	海岸線等を有する 20 市町村のうち未作成の 8 市町村で作成	8 市町村	5 市町村	63%
13	2	海岸施設の耐震化等の推進	堤防の耐震化（農） 堤防の耐震化（建）	5.5km 程度 18.8km 程度	4.9km 14.2km	89% 76%
13	1	低地地域の河川施設の耐震化の推進	河川堤防の耐震化	約 9km	8.7km	97%
			水閘門・排水機場等の耐震化	12 施設	4 施設	33%

◆第3次アクションプランに向けて新たに実施している関連項目

- ・津波避難計画策定の指針作成
- ・沿岸市町村等による津波対策に係る連携の推進
- ・木曽三川流域の津波浸水に係る広域連携の推進
- ・ゼロメートル地帯における堤防の粘り強い構造への強化等の検討

○防災組織等の強化に関する項目

防災組織等の強化に関しては、**自主防災組織の育成・充実、消防団の充実・強化**を具体目標として設定している。

自主防災組織の育成・充実については、アクション項目：**地域の防災リーダーの育成及び防災リーダーのネットワーク化の推進**において、市町村の防災リーダー養成の支援や防災リーダーのレベルアップ及びネットワーク化、防災リーダーの育成、ネットワーク化を進めている。また、アクション項目：**自主防災組織の活動の活性化、自主防災組織及び防災関係機関のネットワーク活動の推進**において、優良な自主防災組織の活動状況の紹介や、自主防災組織と防災関係機関の防災ネットワークづくりの支援を行っている。

消防団の充実・強化については、アクション項目：**消防団員の確保**において、事業所との連携、大学生等若手消防団員・女性消防団員の加入促進を図っており、数値目標の定員の充足率100%に対して、25年4月の定員の充足率は94%となっている。

また、アクション項目：**消防団と地域コミュニティ等との連携促進**においては、消防団と地域コミュニティとの連携による防災訓練を実施して地域防災力の向上を図るとともに、消防連合フェアを開催し消防団と地域防災組織との連携を図っている。

なお、防災組織等の強化に関連して、第3次アクションプランに向けて新たに実施している事業として、防災・減災カレッジを開催しており、地域の防災リーダー等の育成に努めている。また、大規模災害時における消防団活動指針を策定し、消防団活動マニュアルの作成支援を行っている。

第3次アクションプランでは、こうした新しい事業についてもうまく組み合わせながら、引き続き防災組織等の強化が進むよう取組を進めていく。

◆重点的に実施するアクション項目と事業内容

対策 番号	項目 番号	項目	事業内容	数値目標 26年度まで	実績（予定） 25年度まで	目標 達成度
6	1	地域の防災リーダーの育成	地域防災リーダーの登録・養成	2,000人程度	3,472人	達成
6	2	防災リーダーのネットワーク化の推進	フォローアップ研修会の開催	1回程度／年	防災人材交流セミナーの開催	概ね達成
6	3	自主防災組織の活動の活性化	「自主防災組織活動ハンドブック」の作成・事例追加	毎年度実施	毎年度実施（HPにおける表彰団体の活動事例掲載）	達成
6	4	自主防災組織及び防災関係機関のネットワーク活動の推進	各市町村での防災ネットワークづくりの支援	毎年度実施	自主防災組織リーダー研修の支援・実施	概ね達成
7	3	消防団員の確保	事業所との連携、大学生等若手消防団員・女性消防団員の加入促進	定員の充足率	94%	概ね達成
7	4	消防団と地域コミュニティ等との連携促進	防災訓練の実施 消防連合フェアの開催	5地区／年 26年度開催	実施	達成

◆第3次アクションプランに向けて新たに実施している関連項目

- ・防災・減災カレッジの開催
- ・大規模災害時における消防団活動の円滑化の推進

○経済被害の軽減に関する項目

経済被害の軽減に関しては、前掲の**住宅等の耐震化、緊急輸送道路等の橋梁の耐震補強**に加え、**企業の業務継続の取組の推進、耐震強化岸壁の整備**を具体目標として設定している。

企業の業務継続の取組の推進については、アクション項目：**事業所の防災対策の促進及び企業防災推進ネットワークの形成**において、「事業継続ガイドライン」「事業継続ガイドラインチェックリスト」（内閣府作成）の周知や、あいち BCP モデルの作成を行うとともに、アクション項目：**中小企業の BCP 策定の促進**において、BCP 策定の必要性を周知する啓発用リーフレットの作成や BCP 策定手順の作成を行っている。また、アクション項目：**中小企業向け融資制度の充実**により、BCP の策定を融資の対象に加えた「総合防災対策資金」を創設し、中小企業の BCP 策定を資金面からも支援している。

耐震強化岸壁の整備については、アクション項目：**緊急輸送岸壁（耐震強化岸壁）の整備**において、耐震強化岸壁の整備を進めており、平成 23 年度までの数値目標の 1.4 バースの整備をこれまでに実施している。

◆重点的に実施するアクション項目と事業内容

対策 番号	項目 番号	項目	事業内容	数値目標 26 年度まで	実績（予定） 25 年度まで	目標 達成度
3	1	事業所の防災対策の促進	「事業継続ガイドライン、 チェックリスト」の周知	毎年度実施	毎年度実施	達成
3	2	企業防災推進ネットワークの形成	モデル事業の実施	19 年度実施	19 年度実施	達成
			ネットワーク形成の普及	毎年度実施	毎年度実施	達成
3	3	中小企業の B C P 策定の促進	啓発リーフレット作成 B C P 策定手順の作成	19 年度実施	19 年度実施	達成
3	4	中小企業向け融資制度の充実	パワーアップ資金（防災） 〔旧総合防災対策資金〕の 創設	19 年度実施	19 年度実施	達成
27	6	緊急輸送岸壁（耐震強化岸壁）の整備	耐震強化岸壁の整備	1.4 バース	1.4 バース	達成

6 推進体制・普及啓発体制

アクションプランの発展的な更新

防災対策は中長期的に多様な主体と協力して取り組む必要があるため、継続的に対策検討を行い、防災対策の質を維持・向上させる仕組みを構築する必要がある。第3次アクションプランは、発展的な更新がなされる仕組みとし、常に進化するアクションプランを目指す。

第3次アクションプランでは、対策の進捗の進行管理の仕組みを取り入れ、PDCAサイクルを組み込み、適宜フォローアップできる仕組みとする。また、定期的に愛知県地震対策有識者懇談会に報告するなどして、毎年レビューしていく。

アクションプランの普及・啓発

第3次アクションプランに基づく本県の防災・減災対策が、県内市町村、さらには、各家庭や事業者など様々な主体による地震対策の実施につながることで、「自助」「共助」「公助」による防災協働社会の形成が、さらに推進されるものとなる。このため、本県として、また、本県と県内の様々な組織で構成する「あいち防災協働社会推進協議会」とも連携して、第3次アクションプランの普及啓発の取組を進める。

7 防災・減災対策の経済的な効果

第3次アクションプランでは、取組による経済被害の軽減効果を示し、事前に防災・減災対策をしておくことの経済的な効果を明示する。

